

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江田島市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県江田島市長

## 公表日

令和2年4月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務            ②世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務            ③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務            ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務            ⑤被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明証に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務            ⑥療養費、高額療養費及び高額介護加算療養費の支給に関する事務            ⑦出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務            ⑧第三者の行為による損害賠償請求に関する事務            ⑨一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務            ⑩一時指止めに関する事務</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル、給付・高額療養費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報の提供の根拠)            番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項            番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報の照会の根拠)            番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項            番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)            番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)            国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保健部保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部総務課(0823)43-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部保健医療課(0823)43-1639

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健部保健医療課 保健医療課長 坂上 晶子	福祉保健部医療介護保険課 医療介護保険課長 大野 真理	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号737-2295 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部保健医療課 (0823)40-3247	郵便番号737-2213 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部医療介護保険課 (0823)40-3247	事後	
平成28年8月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号737-2392 広島県江田島市能美町中町4859番地9 江田島市総務部総務課 (0823)40-2211	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部総務課 (0823)43-1111	事後	
平成28年8月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号737-2213 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部医療介護保険課 (0823)40-3247	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部医療介護保険課 (0823)43-1639	事後	
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部医療介護保険課 (0823)43-1639	郵便番号737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市福祉保健部保健医療課 (0823)43-1639	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健部医療介護保険課 医療介護保険課長 大野 真理	福祉保健部保健医療課 保健医療課長 大野 真理	事後	
令和1年6月17日	評価実施機関における担当部署	福祉保健部保健医療課 保健医療課長 大野 真理	福祉保健部保健医療課 保健医療課長	事後	
令和1年6月17日	リスク対策		各項目を追加	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 ②世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 ③被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 ④第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 ⑤被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明証に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 ⑥療養費、高額療養費及び高額介護加算療養費の支給に関する事務 ⑦出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 ⑧第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 ⑨一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 ⑩一時指止めに関する事務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (略)  <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	法改正による記載の追加
令和2年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	記載の修正
令和2年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正による記載の追加
令和2年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、120の項  (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、120の項  (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項  (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正による記載の追加
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険資格システム、給付・高額療養費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	法改正による記載の追加
令和2年4月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、120の項  (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項  (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	(情報の提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3  (情報の照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2  (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正による記載の追加